

# STOP!

## えせ同和行為

— えせ同和行為に正しく対応するために —



**えせ同和行為防止リーフレット・電話口カードの活用を**

このリーフレットは、皆さんが「えせ同和行為」を受けた場合の対応・相談・申出をどのようにするかを知っていただくために作成しました。ぜひご活用ください。

岐 阜 市

## 同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、現在の社会生活においても、結婚、就職等において差別を受けるなど、日本国憲法で保障されている基本的人権にかかわる問題をいいます。

## えせ同和行為とは

えせ同和行為とは、同和問題の解決をめざす団体であるかのように名乗り、それを口実に、企業や行政機関等に対して、不法・不当なことを要求したり押しついたりする行為のことです。

これは、「同和問題はこわい」という意識を利用して、同和問題の名のもとに行う「ゆすり」「たかり」の一種なのです。

真に同和問題に取り組む団体なら絶対にそんな行為をすることはありません。

## えせ同和行為の実体

具体的には、「同和団体」とか「人権団体」を名乗り、企業や金融機関から脅迫的に寄附や融資を引き出そうとしたり、一冊数万円もするような書籍を「同和問題を解決するためにご協力ください」などと言って強制的に買わせようとしたりします。

### ◆要求の種類

- (1) 機関紙・図書等物品購入の強要
- (2) 寄附金・賛助金の強要
- (3) 名簿の購入の強要
- (4) 機関紙等への広告掲載の強要
- (5) 示談金の強要
- (6) 下請けへの参加強要                      など

### ◆要求の手口

- (1) 執ように電話をかけてくる
- (2) 同和問題を知っているかと言っておどす
- (3) 大声で威嚇する                      など



## えせ同和行為を許してはなりません

えせ同和行為は、市民に同和問題に対する誤った意識をうえつけ、同和問題等の人権問題の解決を阻害する大きな原因となっています。そのため、国をはじめ、県や市においても、えせ同和行為の根絶に向けて活動を展開しています。

私たち一人ひとりが勇気をもって、えせ同和行為の排除に取り組むことが必要です。

## 基本的な対応の心得

### ◆基本姿勢

- ・不当な要求や不法な行為は「断固として拒否」する。

### ◆怖いもの意識をすてること

- ・同和の名のもとに不当な要求をする者は、そのことによってもはや同和問題を語る資格はないと言ふべきであり、怖いもの意識をすてる。

### ◆初期の対応

- ・最初から一貫して、き然とした態度で対応する。

### ◆安易な妥協はしないこと

- ・えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者に弱い。したがって、安易な妥協をするとさらにつけ込まれる。
- ・その場しのぎの安易な妥協は、火に油を注ぐ結果となる。根負けして金銭等で妥協することは絶対にしてはいけない。

### ◆おどしを恐れないこと

- ・えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっている。激しい言葉があっても実際に暴力行為に出ることはまずない。暴力的言動があれば、かえって警察への要請、通報など法的手続きが取りやすくなる。

### ◆同和問題への取り組みを非難された場合

- ・「市、県や法務局など関係機関に相談して対応する」と答える。その後、速やかに関係機関に申し出る。

### ◆弱みを追求された場合

- ・紛争の適正な解決を図るため、密室での取引を排して、会社等で定められたルールに基づき、正当な手続きによるべきである。
- ・追及された内容が仮に事実であっても、損害賠償を認めるには、法的な観点からの検討を要する。したがって、それらの検討をしないままに追及を認めたり、謝罪的な発言をしたりしてはならない。
- ・弱みは弱みとして、その処理は個別に正しい手続きによって行うべきであり、それを口実にする不当な要求や不法な行為は断固として拒否するべきである。

### ◆組織全体で対応すること

- ・担当者個人で内々で処理しようとしたり、担当者任せにしたりしないで、上司や本社などに報告し、組織的に意思統一して、対応することが重要である。

## 具体的な対応の要点

### ◆面談場所

- ・自らの管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とする。呼び出しがあっても、相手方の要求する場所には絶対出向かない。

### ◆対応者

- ・対応は必ず2名以上の担当者で行い、幹部を出さない。場合により、弁護士に交渉を委ね、または弁護士を立ち合わせ、もしくは弁護士、警察官に待機してもらう。

### ◆相手方の確認

- ・相手の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。他人の代理人と称する場合は、その関係、委任の事実を確認する。

### ◆内容の記録

- ・話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、相手方の要求の内容・根拠を正確に詳細に記録する。また、できるだけ録音することが望ましい。

### ◆言動

- ・おびえず、あわてず、ゆっくりと丁寧に対応し、無礼な態度は見せないよう注意する。また、相手方の挑発にのってはいけない。
- ・相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば、「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。どうぞお引き取りください。」等と明確に答える。「検討する」とか「考えてみる」等、相手に期待を抱かせる発言はしない。
- ・「申し訳ありません」「すみません」等と、当方の非を認める発言をしない。
- ・相手方が念を押したときは、「はい」「いいえ」で答えず、当方の主張を繰り返す。
- ・誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。

### ◆要求への対応

- ・相手方の要求に即答、約束はしない。「一筆書け」と言われても書いてはならない。いかなる場合も署名、押印をしない。
- ・特別な事情のない限り、こちらから相手方に連絡をしない。

※えせ同和行為があった場合や、その可能性の不安がある場合は、直ちに、関係機関（裏面相談窓口）に連絡をしてください。

## 書籍の購入強要等への対応

### 高額な同和関係図書が送られてきたら…

強く勧誘されはっきり断れなかった場合や、恐怖感から思わず購入すると言ってしまう書籍が送られてくるケースがあります。また、断ったにもかかわらず、いきなり送付されてくるケース（ネガティブオプション）もあります。いずれの場合も「特定商取引に関する法律」により規制されていますので、あわてず対応してください。

### ◆買うと言ってしまったが、返送したい場合 ⇒ クーリングオフ制度を活用

クーリングオフとは、家庭訪問販売や電話勧誘販売等で契約をしてしまった場合でも、一定期間内であれば消費者が一方的に契約を無条件で解除できる制度です。

商品に同封されている書面（販売業者は、契約の申込みを受けた時は、直ちに申込みの内容を明らかにした書面を交付しなければならない）を受領した日を含めて8日以内であれば、申込みの撤回ができます。

クーリングオフは、相手方に書面で行わなければなりません。送られてきた書籍に文書（記載例参照）を同封し、返送してください。また、証拠が残るように配達証明郵便か内容証明郵便で返送しましょう。

〈内容証明郵便の例〉

様
平成〇年〇月〇日の（図書名）の申込みは撤回いたします。なお、送付のありました図書は、着払いで返送いたします。
平成 年 月 日
住 所
氏 名

### ◆いきなり商品が送られてきた（ネガティブオプション）場合

受け取りを拒否してください。送りつけられた商品の購入を承諾しない限り、契約は成立しません。

※「クーリングオフ」や「ネガティブオプション」は、個人と法人等では対応が異なりますので、詳しくは、えせ同和行為についての相談窓口枠内の「生活相談センター」又は「消費生活センター」へお尋ねください。

## えせ同和行為についての相談窓口

名 称	所在地	電 話 番 号
岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町5丁目13番地 (岐阜合同庁舎)	058-245-3181
岐阜県警察本部 暴力110番	岐阜市数田南2丁目1番1号	058-274-7444
(財)岐阜県暴力追放推進センター	岐阜市数田南5丁目14番1号 (数田分庁舎2)	058-277-1613 0800-200-8930
岐阜県環境生活部人権施策推進課	岐阜市数田南2丁目1番1号	058-272-1111 内線 2442
岐阜県弁護士会 民事介入 暴力被害者救済センター	岐阜市端詰町22番地	058-265-0020
岐阜市市民参画部人権啓発センター	岐阜市神田町1丁目11番地	058-265-4141 内線 6372
岐阜県県民生活相談センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市数田南5丁目14番53号 (県民ふれあい会館)	058-277-1003
岐阜市消費生活センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市橋本町1丁目10番地23 (ハートフルスクエアG1階)	058-268-1616